見直しに当たっては、リスク・ウェイトがゼロという地方債に対する現行の位置付けが維持されるよう十分配意する必要がある。

また、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、公的資金の確保の観点から地方自治体の共同資金調達機関である地方公共団体金融機構の財務基盤の充実及び貸付規模の確保を図るべきである。

4　国庫補助負担金

⑴　ひも付き補助金の一括交付金化

国庫補助負担金は、地方自治体の財政運営の自主性を制約するものであり、縮減していくべきである。「ひも付き補助金の一括交付金化」は、地方自治体の裁量を広げる大きな第一歩として評価できる。しかし、国が配分の権限を持ち、使途を制限している限り、地方自治体にとっては、使い勝手のいい補助金の域を出ない。あくまでも過渡的な制度とし、将来は地方に税源移譲することを明確にすべきである。

⑵　国直轄事業の見直し

国の直轄事業は、全国的な見地から真に必要とされる事業に限定し、それ以外は地方自治体に移管すべきである。特に、国の出先機関の事務・権限について、地域主権戦略大綱（平成22年６月22日閣議決定）で、身近な政府優先の補完性の原則に基づき、例外的な場合を除き、地方自治体に移譲するとされたことを踏まえ、直轄事業の対象範囲の思い切った縮減を図るべきである。

直轄事業負担金制度は、貴重な地方自治体の財源を一方的に国の事業に振り向けさせるものであり、地方自治体の財政運営の自由を損なっている。平成23年度から維持管理費負担金が全廃されることは評価できるが、建設費負担金についても検討を急ぎ、平成25年度までのできるだけ早い時期に結論を得るべきである。

5　地方自治体の財政健全化

財政運営の自由が増すほど住民に対する説明責任が重くなる。チェックの責任は住民や議会が負うという本来あるべき姿に近づくからである。地方公共団体財政健全化法はすべての地方自治体に財政指標の作成と公表を義務付けているが、それによって住民が財政の健全度を判断できなければ意味がない。公表の際には、他団体との比較などを含め、より一層、住民に分かりやすい説明とすべく不断に努めなければならない。

第二　平成23年度の地方税財政対策

1　分かち合いとしての地方税の尊重

特定の者に税負担を軽減する措置等は、税負担の公平の原則の例外であり、真に必要な場合に限るべきである。特に、地方税は能力と受益に応じて分かち合うことが望ましい税制であり、国の政策によって一方的に減収を強いてはならない。地方税の税負担軽減措置等を可能な限り廃止するために、踏み込んだ見直しをすべきである。

国においては、法人税率の引き下げが国際競争力の維持・向上等を目的として検討されているが、地方法人課税が行政サービスの対価であり、地域社会の費用の負担を幅広く求めているものであることに配慮し、地方の税収全体に影響を与えないようにしなければならない。法人税の減収に伴う地方交付税の減少に対しては、国の責任において法人税の交付税率の引き上げ等により対処すべきである。

2　地方交付税の法定率引き上げ

地域に必要なサービスを確実に提供し、住民生活の安心と安全を守っていくためには、地方自治体の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額の適切な確保が不可欠である。

来年度も、地方財政には巨額の財源不足が生じることが想定されており、地方交付税法第６条の３第２項に規定する地方交付税の法定率引き上げに踏み切るべきである。特に、三位一体の改革により所得税から住民税に税源移譲した際に失われた１兆円の復元を図るべきである。

3　臨時財政対策債の縮減と地方債資金の確保

臨時財政対策債は、平成13年度から３年間の暫定措置として導入されたが、暫定措置10年目の平成22年度は１年限りの措置とされている。平成23年度は、財源不足に対しては、第一に地方交付税の法定率引き上げにより対処すべきであるが、仮に臨時財政対策債の発行を継続せざるを得ないとしても、できる限り総額の縮減に努めるべきである。

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、一般市町村を中心に、所要の公的資金を確保すべきである。同時に、資金調達は自らの権限と責任ですべきであるという観点から、都道府県や政令指定都市は全国型市場公募地方債、一般市町村は住民参加型市場公募地方債をそれぞれ活用するなど、民間からの資金調達を充実することも求められる。

平成22年度から３年間延長されることとされた公的資金補償金免除繰上償還は確実に実施し、高金利の公債費負担の軽減を図る必要がある。

4　投資的補助金の一括交付金化

地域主権戦略大綱で掲げた基本的考え方に沿って、平成23年度から投資支出に対する補助金等を一括交付金化し、24年度以降は経常支出に対する補助金等の一括交付金化を含めて、段階的に対象範囲や総額を拡大することになっているが、できる限り地方が自由に使えるよう制度設計すべきである。

平成23年度の投資的補助金の一括交付金化に際しては、対象とする補助金の範囲は極力広くとり、その範囲内で、各府省の枠を超えて、自由に事業を選択できるようにすべきである。

また、地方自治体の事業執行に支障が生じないよう一括交付金の総額を確実に確保するとともに、その配分については、国の関与をできる限り縮小するため、基本的に客観的指標によるべきである。ただし、条件不利地域や継続事業に配慮した仕組みも導入すべきである。

5　原則に従った子ども手当に

本来、現金給付は中央政府が責任を持ち、対人サービスの給付は地域の実情にあわせて住民に近いところで決定・実施するという役割分担を原則にすべきである。

この原則を当てはめれば、子ども手当は地方自治体に裁量の余地のない画一的な現金給付であるから、国が全額負担すべきである。一方、地方自治体は、子育てサービスの給付に責任を持たなければならない。これまでの児童手当の地方負担分や扶養控除見直しによる増収分は、サービス給付に対する国庫補助負担金の一般財源化に振り向けるべきである。そうすれば、地方の負担水準を変更することなく、地方の自由度を高められる。地域の実情に合った子育てのサービス給付の質的充実に努めやすくなり、地方自治体の責任を果たすことができるようになる。

6　社会保障関係経費の財源確保

医療や介護などの社会保障関係経費は、国と同様、地方でも年々増加している。特に、地方自治体は保育所や社会福祉施設の運営など直接住民サービスを提供する役割の大部分を担っており、その財源が確保されなければ、直ちに住民の日々の生活に支障が生じることになる。

本来的には、地方消費税の充実などにより、税源の偏在が小さく、税収が安定的な地方財源を確保すべきであるが、当面は、地方が安定的な社会保障サービスを提供できるよう、地方自治体の財政需要を適切に地方財政計画に積み上げ、一般財源総額を確保する必要がある。

7　高齢者医療制度改革など

現在、国において、高齢者医療制度の改革を検討しているが、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度は地方自治体が運営していることを忘れてはならない。したがって、地方の意見を十分聞き、慎重に議論を進めるとともに、制度改正に当たっては、地方自治体の財政負担や事務負担の増加を招かないようにすべきである。

公害財特法（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）に基づく国の財政特別措置は、これまで公害防止計画の推進に大きな役割を果たしてきたが、地方自治体の公害防止対策事業の実施に支障が生じないよう、平成23年度以降も継続すべきである。

おわりに　～原点に立ち返る～

住民の安心を身近で保障するのは、地方自治体の行政サービスであり、その行政サービスの質や量を保障するのが健全な地方税財政である。先人が徐々に輪郭を整えてきた地方税財政のあるべき姿には、原点ともいえる基本的な考え方がある。

「行政サービスに必要な費用はできる限り地方税で賄えなければならない」は最も基本的なものだし、その「地方税は国の政策によって大きく左右されてはならない」や「地域間の税収格差は財源保障と一体の財源調整によって是正されなければならない」もゆるがせにできない基本原則といっていい。